東京都内信用金庫の「後見制度支援預金」取扱い開始について

一般社団法人東京都信用金庫協会加盟の都内に本店・支店を有する会員信用金庫および準会員信用金庫の計24信用金庫は、家庭裁判所の「指示書」がなければ入出金等することができない預金(「後見制度支援預金」)の取扱いを平成30年6月から順次、開始することといたしました。

なお、本件は、一般社団法人東京都信用金庫協会と東京家庭裁判所の間での協議を経て、取扱い開始に至ったものです。「後見制度支援預金」の概要は下記のとおりです。

記

1. 利用対象者

東京家庭裁判所より後見開始の審判を受けた方で、同裁判所より口座開設の「指示書」の発行を受けた者。

ただし、サービス開始当初においては同裁判所本庁(東京都千代田区霞が関 1-1-2)にて審判を受けた者に限定し、同裁判所立川支部(東京都立川市緑町 10-4) については立川支部の準備が整い次第、サービスを開始するものとします。

2. 最低預入金額

取扱信用金庫により異なりますので、詳しくは当該信用金庫のホームページをご 覧になるか、直接お問い合わせください。

3. 預入方法

裁判所の発行する「指示書」に基づき、取扱いをいたします。

4. 払戻方法

裁判所の発行する「指示書」に基づき、下記のいずれかの方法により取扱いをいたします。

- ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所 が必要と認めた際に発行されます。
- ②定 期 送 金…自動振込等により、指定された間隔(例えば2ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替する必要があると家庭裁判所が認めた際に発行されます。

5. 利率

取扱信用金庫により異なりますので、詳しくは当該信用金庫のホームページをご 覧になるか、直接お問い合わせください。

6. 手数料

取扱信用金庫により異なりますので、詳しくは当該信用金庫のホームページをご 覧になるか、直接お問い合わせください。

7. 取扱開始時期

平成30年6月以降、準備の整った信用金庫から順次取り扱いを開始いたします。

8. 取扱信用金庫

東京都(50音順)

信用金庫名	本部所在地
朝日信用金庫	千代田区東神田 2-1-2
足立成和信用金庫	足立区千住 1-4-16
青梅信用金庫	青梅市勝沼 3-65
亀有信用金庫	葛飾区亀有 3-13-1
興産信用金庫	千代田区神田神保町 1-40
小松川信用金庫	江戸川区平井 6-23-23
西京信用金庫	新宿区新宿 4-3-20
さわやか信用金庫	渋谷区広尾 5-19-8
芝信用金庫	港区新橋 6-23-1
城南信用金庫	品川区西五反田 7-2-3
城北信用金庫	北区豊島 1-11-1
昭和信用金庫	世田谷区北沢 1-38-14
巣鴨信用金庫	豊島区巣鴨 2-10-2
西武信用金庫	中野区中野 2-29-10
世田谷信用金庫	世田谷区世田谷 1-23-3
瀧野川信用金庫	北区田端新町 3-25-2
多摩信用金庫	立川市曙町 2-8-28
東栄信用金庫	葛飾区新小岩 1-52-8
東京信用金庫	豊島区東池袋 1-12-5
東京三協信用金庫	新宿区高田馬場 2-17-3
東京シティ信用金庫	中央区日本橋室町1-9-14
東京東信用金庫	墨田区両国 4-35-9
目黒信用金庫	目黒区中目黒 3-1-30

千葉県

信用金庫名	本部所在地
東京ベイ信用金庫	千葉県市川市新田 4-9-2

□本件に関する問い合わせ 一般社団法人東京都信用金庫協会 業務部企画課 電話03-6228-8554